

委員会議案第 2 号

地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)6 月 30 日

彦根市議会議会改革特別委員会

委員長 北 川 元 気

地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正
する条例

地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成 21 年彦根市
条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

本則中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。